

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所	NPO 法人 ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動: Pacific Campaign for Disarmament and Security) 〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリューネ102号 TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907 E-mail:peacedepot@y.email.ne.jp http://www.jca.apc.org/peacedepot/	毎月2回1日、 15日に発行。 1996年4月23日第三種郵便物認可
●編集責任者	梅林宏道 ●郵便振替 口座番号: 00250-1-41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ	125-6 00/11/1 ¥100

国連総会:新アジェンダ、日本がともに決議案

核兵器廃絶、論争に新局面

日本の真意はまだ不透明

新アジェンダ(NA)グループと日本は、国連総会第一委員会(軍縮)にそれぞれの核軍縮決議案を提出した。どちらも文面上は、4~5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議の最終合意文書、とりわけその中の「将来の核軍縮措置」に関する文言に依拠している。NAの意図は、NPT合意内容を国連決議で強固にすること、そのために昨年まで棄権だった日本を含む主要国の大賛成を得ることにあると考えられる。一方、日本は新しい決議で核軍縮へ積極姿勢を示した。しかし、核兵器依存政策の変更を強く否定しているので、日本提案の真意は不透明であり、さまざまな憶測を可能にしている。

新局面の始まり

■言葉の重み

確かなことは、核兵器廃絶を国連決議によって前進させる試みについて、新しい局面が始まったということである。これは、直接には春のNPT再検討会議において、94年以来日本が提案してきた「核兵器の究極的廃絶」という枠組みが批判されて葬り去られ、新アジェンダ・グループが推進してきた「核兵器の完全廃棄の明確な約束」を核兵器国が呑んだことによって始まった局面である。

国連総会決議は、拘束力のない單なる言葉である、という指摘についてまず回答しておきたい。その通りであろう。しかし、それにもかかわらず、文言について激しい攻防や交渉があるのは、「言葉」に力があるからである。その力は、「言葉」そのものの力ではなくて、言葉を死なせてしまうと、力の支配しか残らないという信念をもつ人々の行動から生まれている力である。

大切なことは、言葉はさまざまな思惑で操ることが可能であり、それに関する判断は言葉の表面だけでは完結しないことをしっかりと認識することであろう。判断の基準は、政治的、歴史的文脈における分析を必要とする。

■政策転換なしの 新・日本決議

「新アジェンダ決議」(今回は51カ国の共同提案となった)と新・日本決議(単独提案)とが、表面的には優劣をつけがたい形で並立した今、市民は原点に立った考察が必要になる。

新・日本決議が、「核兵器完全廃棄への道程」と題したことについて、まず注目したい。2000年NPT再検討会議のもっとも重要な、しかも新アジェンダ主導で勝ち取られた、「完全廃棄への明確な約束」とい

う文言を採用しているからである。ここに邪悪な魂胆を読みとる考え方もあるであろう。しかし、少なくとも日本政府が、2000年会議の失地を挽回しようという方針をとったことは確かであり、それは歓迎すべきことである。

しかし、NPT再検討会議以降も、日本の核兵器依存政策になんら変更がないことが、外務省高官の言葉としてくり返されている。このような政策を続けながら、核兵器廃絶を先導することができるのは誰にも分かる理屈である。世界のNGOは、日本の態度に疑惑の目を向けざるを得ないだろう。

日本の市民運動は、「核兵器完全廃棄」という、以前よりも明確な言葉を掲げた新・日本決議を、分かりやすい形での言動一致を政府に求めてゆくテコとして活用できる。

このような基本点を押さえたうえで、以

臨時に合併号にしましたことを、お詫び申し上げます。

モニター作成用のコンピュータが故障してしまい現在修理中です。

次号で挽回したいと思っています。

下に個別の内容について検討を加えることとする。

3回目の 新アジェンダ決議

■13項目の再確認

NA提案の新アジェンダ決議は過去2年間、北大西洋条約機構(NATO)の非核国による「良心的棄権」を集めてきたものの、これらの国々から賛成票を獲得することには失敗してきた。核兵器国の政

治的意志表明を求める強い姿勢に対し、米国などが強硬に抵抗してきたからである。

しかし今年は、4~5月のNPT再検討会議の成果を経て、新しい状況が生まれている。資料1に決議案を訳出した。今年の新アジェンダ決議の大部分は、NPT再検討会議の最終合意文書の中の、とりわけ第6条(核軍縮)に関する部分の最終節(第15節)に盛り込まれた将来の核軍縮措置全13項目の表現をそのまま引用している。13項目のうちの「核兵器完全廃棄の明確な約束」を前文に掲

げた他は、具体的な措置を主文に並べた形である。

それ以外には、保障措置、非核地帯、消極的安全保証(非核国に対する核不使用の約束)などへの言及が若干見られる。NAは、自らのイニシアティブによりNPT会議の全会一致という形でかちとった文言を、今回の国連総会で再確認するという戦略をとっていると考えられる。NPTに参加していないインド、パキスタン、イスラエルなどは強烈に非難されているため、これらの国々の支持を得るのは難しいであろう。しかし、NPT締約国が先

資料1

A/C.1/55/L.4
2000年10月12日

核兵器のない世界へ: 新しいアジェンダの必要性

(共同提案:アルジェリア、アンゴラ、オーストリア、ベニン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、チリ、コロンビア、コスタリカ、コートジボワール、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、フィジー、ガーナ、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、アイルランド、ジャマイカ、レソト、リベリア、マダガスカル、モザンビーク、メキシコ、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、セエラレオネ、ソロモン諸島、南アフリカ、スリナム、スワジランド、スウェーデン、ウガンダ、ウルグアイ、ベネズエラ、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ)

け核兵器の廃棄に向けて努力することを決意するとともに、核の危険を除去する方法について協議する国際会議を招集する可能性も含めて、その目的を達成するためのすべての選択肢を開放することを決意していることを想起し、

核不拡散条約締約国第6回再検討会議の最終文書を歓迎し、核兵器のない世界を達成するための緊急な行動が必要であることを強調し、

すべての核不拡散条約締約国が条約第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するという、核兵器国による明確な約束が持つ根本的な意義を強調し、

核不拡散条約第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第3節と第4節(c)を履行するための体系的かつ前進的な努力に向けた、実際的な諸措置を追求することを決意し、

(主文)

1. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効を達成するために、遅滞なく、無条件に、憲法上の過程にしたがって、署名し批准することの重要性と緊急性について合意する。

2. CTBTが発効するまで、核兵器の爆発実験またはその他の核爆発の一時停止を維持することを要求する。

3. 軍縮会議(CD)において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務に従って、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、条約のための交渉を、核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮して、行うことの必要性について合意する。軍縮会議は、5年以内に妥結する見通しをもって、このような条約の交渉を即時に開始することを含んだ作業プログラムに合意することが求められる。

総会は、

(前文)

1998年12月4日の総会決議53/77Yおよび1999年12月1日の総会決議54/54Gを想起し、

核兵器が使用されうるという可能性によって人類にもたらされ続けている危険性に深い懸念を表明し

核兵器削減交渉が現在停止していることを憂慮し、

1996年7月8日にハーグで出された核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を想起し、

保障措置の下にない核施設を運転していく核不拡散条約(NPT)に加盟していない3カ国が、核兵器の選択肢を引き続き保持していることを憂慮するとともに、これらの国々がその選択肢を放棄していないことを憂慮し、

核兵器の選択肢を放棄していない国々のうちの2カ国が1998年に行った核爆発実験は、どのような意味においても、核兵器国 の地位、または、なんらの特別な地位を与えるものではないことを宣言し、

二国間の、および一方的な兵器削減が行われてきたにもかかわらず、配備されてい

る、または貯蔵されている核兵器の全体の数は、いまだに何千にも上ることに留意し、

核軍縮に向けた措置として、戦略兵器削減条約(START)過程の下で一方的に、または二国間で行われた核兵器削減で、重要な前進が成し遂げられたことを歓迎し、

ロシア連邦のSTART II批准を、戦略的攻撃兵器削減の努力の重要な一步として歓迎し、合衆国によるSTART II批准の完成が優先事項として残っていることを強調し、

核兵器関連施設の閉鎖と撤去を含む、核兵器国がとってきた重要な一方的削減措置を歓迎し、

いくつかの国々が、軍事目的から余剰と宣言された核分裂物質の検証、管理および処分に関する発議を通じて、核軍縮措置をとりわけ不可逆的なものにすることに協力している努力を歓迎し、

核兵器国が、自国の核兵器のどれもがいかなる国をも狙っていないと宣言していることに留意し、

すべての国が、核不拡散条約の下での自國の義務をしっかりと遵守することの必要性を強調し、

国連ミレニアム宣言において、国家および政府の元首たちが、大量破壊兵器、とりわ

の会議で合意した文書に反対や棄権を投じるというのは、論理的にはきわめて難しい情勢だ。

■条約／国際会議

とは言え、NAはその決議の中で、NPT合意にはない要素も2点含めている。一つは、主文18の、「核兵器のない世界は究極的には条約による下支えを必要とする」という、核兵器禁止条約の必要性のニュアンスを持つ部分である。この要求は、1998年6月のNA登場の外務大

臣声明から継続して掲げられ続けている。

二つ目は、前文の中で「核の危険を除去するための国際会議の選択肢」に言及している点である。核軍縮のための国際会議の必要性は、過去2年の新アジェンダ決議で示唆されてきた。その後、国連事務総長が「核の危険を除去するための国際会議」を提案したが(2000年4月、本誌113号)、核兵器国抵抗を受けて、先の「国連ミレニアム宣言」では「選択肢の一つ」との薄められた表現で生き残った(9月8日)。今回の新アジェン

ダ決議は、このミレニアム宣言の表現を踏襲している。ミレニアム宣言はミレニアム・サミットに出席した世界中の元首が一致した文書であるから、反対する理由は論理的にはあり得ない。しかし、宣言の採択にあたっては、この国際会議の部分について核兵器国が留保を表明しているという経過がある(本誌123、124号参照)。フランスなどは、核に焦点をあてた国際会議よりは、第4回国連軍縮特別総会の開催が望ましいと主張している。他の核兵器国は、核軍縮の議論はNPTその他既存の枠組みで行うべきだと主張

4. 軍縮会議において核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関が設置されることの必要性について合意する。軍縮会議は、このうような機関の即時設置を含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
5. 核軍縮、核およびその他の軍備管理と削減措置に適用されるべき、不可逆性の原則を要求する。
6. 対弾道ミサイルシステム制限条約を、戦略的安定の基礎として、また、戦略的攻撃兵器のさらなる削減の基盤として、条約の規定に従って、維持し強化しながら、START IIを早期に発効させ完全に履行し、START IIIを可能な限り早期に妥結することを要求する。
7. アメリカ合衆国、ロシア連邦および国際原子力機関(IAEA)の三者構想の完成と履行を要求する。
8. 國際的安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が滅しないとの原則に則って、すべての核兵器国が核軍縮へつながる諸措置をとることを要求する:
 - 核兵器国による、保有核兵器の一方的な削減のさらなる努力。
 - 核兵器能力について、また、NPT第6条にもとづく合意事項の履行について、核軍縮のさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を増大させること。
 - 一方的な発議にもとづいて、また、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること。
 - 核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置。
 - 核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策における核兵器の役割を縮小すること。

- すべての核兵器国を、適切な早い時期において、核兵器の完全廃棄につながる過程に組みこむこと。
9. すべての核兵器国が、もはや軍事目的に必要でないと各核兵器国が認めた核分裂物質を、そのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれるることを保証するために、実現可能な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の下に置くという制度、および、そのような物質を平和目的に移譲するという制度を要求する。
10. 軍縮過程における國の努力の究極的な目標は、効果的な国際管理の下での全面かつ完全な軍縮であることを再確認する。
11. 強化されたNPT再検討過程の枠組みの中で、すべての締約国が、NPT第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第4節(c)の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所の勧告的意見を想起しつつ、定期報告を行うことを要求する。
12. 核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮協定の遵守を保証するために必要な、検証能力のさらなる発展を追求することに合意する。
13. 核不拡散条約にいまだ加盟していないすべての国に対して、とりわけ、保障措置の下にない核施設を運転している国々に対して、同条約に非核兵器国として、迅速にかつ無条件に加盟することを要求する。そして、これらの国々に対して、求められている包括的な保障措置協定を、INFCIR/540に含まれるモデル追加議定書と矛盾しない追加議定書とともに、発効にいたらしめ、核兵器の開発または配備を追求するようないかなる政策をも明確にかつ緊急に転換させ、そして、地域的および国際的な平和と安全保障、および、核軍縮と核兵器の拡散防止に向けた国際社会の努力を損なうようないかなる行動をもとらないことを要求する。
14. いまだそういう国々に対して、IAEAとの全面的保障措置協定を締結し、1997年5月15日にIAEA理事会が承認したモデル議定書に基づいて、それら保障措置協定への追加議定書を締結することを要求する。
15. すべての核物質の効果的な物理的防護の至上の重要性に留意し、すべての国に対して、核物質の保安と物理的防護の可能な限り高い水準を維持することを要求する。
16. NPT締約国第6回再検討会議が、その準備委員会に対して、2005年の再検討会議に向けて、5つの核兵器国による、同条約締約国である非核兵器国に対する法的拘束力のある安全の保証についての、勧告を行なうよう求めていることに留意する。
17. 関係する地域の国々の間で自由に達成されたとり決めに基づいて、国際的に認知された非核地帯を設立することは、世界的および地域的平和と安全保障を高め、核不拡散体制を強化し、核軍縮という目的を実現することに貢献するとの確信を再確認する。そして、中東や南アジアといった、非核地帯が存在しない地域に非核地帯を設立するための提案を支持する。
18. 核兵器のない世界が、究極的には、普遍的で多国間で交渉された、法的に拘束力のある条約や、相互に補強しあう一連の条約体系による下支えを必要とするることを確認する。
19. 総会決議54/54Gの履行に関する事務総長の報告書(A/55/217)を承認し、事務総長に対して、現存の資源の範囲内で、この決議の履行についての報告書を作成することを求める。
20. 第56総会の暫定議題に、「核兵器のない世界へ:新しいアジェンダ(課題)の必要性」と題する項目を入れ、この決議の履行について検討することを決定する。

(訳:川崎哲)M

している。日本の外務省もこれまでの新アジェンダ決議への棄権理由の説明の際に同様のことを示唆している。

しかし、第一点目の「究極の条約」については、あくまで究極の目標としての表現であり、ただちに条約交渉を求める内容ではまったくない。第二点目の国際会議についても、あくまで「選択肢の一つ」という控えめな提案である。これらを理由に日本などが新アジェンダ決議全体に棄権することは、極めて困難であろう。

日本決議 「廃棄への道程」

日本は、過去6年間の「究極的核廃絶」という文言が先のNPT会議で批判され打破されたことを受けて、今回は「核兵器完全廃棄への道程」という題名の決議案を出した(5ページ・資料2に全文)。

決議案に書かれている文言は、新アジェンダ決議と同様、NPT会議の最終文書の表現を多く踏襲している。やはり中心は将来の核軍縮措置13項目にあり、そこに若干の新しい要素が加味されている。新アジェンダ決議に比べて、保障措置と不拡散努力に関する項目が多い。

■いくつかの前進

この決議案には、率直に評価できる点がいくつかある。

①タイトルに「核兵器の完全廃棄」という言葉を入れるとともに、「明確な約束」をきちんと位置づけたこと(前文最終節)。決

議案提出までに、日本政府はたたき台を何度も関係政府に回覧させてきたが、当初はこの「明確な約束」への言及がなかったとの情報がある。

②13項目の核軍縮措置の中でも重要な、「安全保障政策における核兵器の役割の縮小」を明確に掲げたこと(主文3(f)(v))。

③兵器用核分裂物質生産禁止条約(FMCT、カットオフ条約)に関して、「核軍縮と核不拡散の両方の目的を考慮する」との表現を明記し、核分裂物質の貯蔵分への扱いの余地も残したこと。NPT会議冒頭の日本とオーストラリアの共同提案では、この表現はなかった。FMCTについては、「2005年までの妥結」という、NPT合意より一步踏み込んだ内容を盛り込んだ(主文3(b))。

④包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効を2003年までに、と掲げたこと(主文3(a))。これは、軍縮交渉の中では初めての提案であり、注目される。

■行動に注目

しかし、これらの点の真の評価は、日本政府が実際にどのような政策をとって提案を実現する意思があるかにかかっている。「安全保障政策における核兵器の役割の縮小」は、とりもなおさず、国の安全保障を米国の核兵器に依存すると公言してはばからない、いわゆる「核の傘」政策の根本的な見直しを要求している。さらに、CTBTを2003年までに発効させるには、米国議会の迅速な批准が欠かせない。米国に対して日本がどれだけ強い姿勢で交渉するかが問われる。

■歯切れ悪い 「START重視」

このほか、戦略兵器削減条約(START)過程を重視するというのも日本の特徴的な姿勢の一つである。東京フォーラム報告書(99年7月)は、START IIとSTART IIIを一体化することで米ロの戦略核弾頭数を各1,000発まで減らすことを提言し、その後核兵器5カ国による交渉の開始へと道筋を描いた。日本政府がNPT会議でも提案し、また、今回の決議案でも提案している「START IIIを越えての過程」(主文4(a))は、東京フォーラム提言を念頭に置いていると思われる。しかし、「START IIIの後に5カ国交渉を」という明確な主張は避けた。(「適切な早期にすべての核兵器国を軍縮過程に組み込む」とするNPT合意は盛り込んだ(主文3(f)(vi))。いずれにせよ、先述のNAやアン総長の「国際会議」提案に難色を示し、「既存の枠組み」を重視する日本政府にとっての最優先事項は、米ロ間のSTART過程と考えられる。

ここで指摘したいのは、新アジェンダ決議が、米国議会のSTART II批准の完成が優先事項であるとするNPT合意を引用しているのに対して、日本決議案はそれを指摘していない点である。米国議会によるSTART II批准の完成が滞っている背景には、国土ミサイル防衛(NMD)構想が深く関係している(本誌122号参照)。STARTを優先させるためにはNMD計画の中止を求める必要があるが、日本政府はそうした対米姿勢をとることを避けている。(川崎哲、梅林宏道)M

国会レポート

第148回臨時国会
衆議院(2000.7.4~7.6)
第149回臨時国会
衆議院・参議院(2000.7.3~8.9)

(作成:佐藤毅彦)

国会図書館のホームページですべての会議録を閲覧できます。

<http://www.ndl.go.jp/>

(第148回国会:2000年7月4日~7月6日)

<衆議院>

●金田誠一(民主)「防衛庁における『審議会等の透明化、見直し等について』(95年9月29日閣議決定)の遵守状況と他省庁との比較に関する質問主意書」(平成12年8月3日提出;答弁書未確認(10/13現在);質問第8号)/「日米防衛協力のための指針テキストに関する質問主意書」(平成12年8月7日提出;同月25日答弁;質問第11号)/「マンスフィールド研修と当然の法理に関する質問主意書」(平成12年8月7日提出;9月12日答弁;質問第12号)

定)の遵守状況に関する質問主意書」(平成12年7月5日提出;8月1日答弁;質問第2号)/「日米防衛協力のための指針の策定過程に関する質問主意所」(平成12年7月5日提出;8月1日答弁;質問第3号)

(第149回国会:2000年7月30日~8月9日)

<衆議院>

●金田誠一(民主)「防衛庁における『審議会等の透明化、見直し等について』(95年9月29日閣議決定)の遵守状況と他省庁との比較に関する質問主意書」(平成12年8月3日提出;答弁書未確認(10/13現在);質問第8号)/「日米防衛協力のための指針テキストに関する質問主意書」(平成12年8月7日提出;同月25日答弁;質問第11号)/「マンスフィールド研修と当然の法理に関する質問主意書」(平成12年8月7日提出;9月12日答弁;質問第12号)

●長妻昭(民主)「安全保障委員会における鈴木正孝・防衛政務次官の答弁に関する質問主意書」(平成12年8月7日提出;9月12日答弁;質問第14号)

書」(平成12年8月8日提出;同月25日答弁;質問第13号)

<参議院>

●照屋寛徳(社民)「犯罪米兵に対する裁判権放棄に関する質問主意書」(平成12年8月2日;8月15日答弁;質問第4号)/「劣化ウラン弾薬きょう流出に関する質問主意書」(平成12年8月4日提出;8月25日答弁;質問第6号)

●田英夫(社民)「北富士演習場の管理権が米軍から自衛隊に転換した後に防衛施設庁が山梨県などに支払った約500億円の土地賃借料・使用料に関する質問主意書」(平成12年8月7日提出;9月8日答弁;質問第8号)

●福島瑞穂(社民)「東京電力MOX燃料の品質保証確認に関する質問主意書」(平成12年8月9日提出;9月19日答弁;質問第10号)

●櫻井充(民主)「ブルーインパルスT4型機の墜落に関する質問主意書」(平成12年8月9日提出;9月12日答弁;質問第14号)

核兵器完全廃棄への道程

(日本単独提案)

総会は、

1994年12月15日総会決議49/75H、1995年12月12日50/70C、1996年12月10日51/45G、1997年12月9日52/38K、1998年1月4日53/77U、1999年12月1日54/54Dを想起し、

国際的平和と安全保障の強化と核軍縮の促進は、相互に互いを補完し強化することを認識し、

核不拡散条約(NPT)が、核不拡散の国際的体制の要として、また、核軍縮の追求のための本質的な基盤として、きわめて重要であることを再確認し、

核兵器国が、一方的に、また、核兵器国間の交渉を通じて行ってきた、核兵器削減の前進を想起するとともに、国際社会による核軍縮と核不拡散への努力を想起し、

核軍縮における一層の前進が、国際的平和と安全保障を保証しつつ、核不拡散の国際的体制を強固にすることに貢献するとの確信をも再確認し、

核兵器不拡散の世界的体制を強化しようとする国際的努力への挑戦を投げかけていく、最近の核実験、および、地域的状況を心に留め、

核不拡散と核軍縮に関する東京フォーラムの報告書に、同報告書に関する加盟国のさまざまな見解を心に留めつつ、注目し、2000年NPT再検討会議が、とりわけ、すべての締約国がNPT第6条の下で誓約している核軍縮に導くよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するとの核兵器国による明確な約束を含む、最終文書を成功裡に採択したことを歓迎し、

1. NPTの普遍性を達成することの重要性を再確認し、NPT未加盟国に対して、非核兵器国として、遅滞なく、無条件に加盟することを要求する。

2. すべてのNPT締約国が同条約の下での義務を履行することの重要性をも再確認する。

3. NPT第6条と、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第3節および第4節(c)を履行するための、体系的かつ前進的な努力に向けた、以下の実際的諸措置をとることの中心的重要性を強調する。

(a)すべての国が、特に、条約発効のために批准が必要とされている国が、包括的核実験禁止条約(CTBT)を、2003年より前の早期に条約が発効するとの

見通しを持って、早期に署名し批准すること。同時に、条約発効までの、核兵器の爆発実験またはその他の核爆発の一時停止。

(b)軍縮会議(CD)において、1995年の専門コーディネーターの声明およびそこに含まれる任務に従い、核軍縮と核不拡散という両方の目的を考慮に入れて、差別的でない、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器またはその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産を禁止する条約の交渉の即時開始と、2005年より前の可能な限り早期に妥結。および、条約発効までの、核兵器用の核分裂物質生産の一時停止。

(c)軍縮会議において、核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関を、作業プログラム確立の文脈の中で、設置すること。

(d)核軍縮、核およびその他の関連する軍備管理、および、削減措置に適用されるべき、不可逆性の原則の採用。

(e)ABM条約を、戦略的安定の要として、また、戦略的攻撃兵器の一層の削減の基礎として、条約の規定に従って、維持し強化しながら、「戦略的攻撃兵器の一層の削減と制限に関する条約」(START II)を早期に発効させ完全に履行し、可能な限り早期にSTART IIIを妥結させること。

(f)国際的安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が減じないとの原則に則って、すべての核兵器国が核軍縮へつながる諸措置をとること。:

(i)すべての核兵器国による、一方的な、または核兵器国間の交渉を通じた、保有核兵器削減継続のさらなる努力。

(ii)核兵器能力について、また、第6条にもとづく合意事項の履行について、核軍縮のさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を増大させること。

(iii)一方的な発議にもとづいて、また、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること。

(iv)核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置。

(v)核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するためには、安全保障政策における核兵器

の役割を縮小すること。

(vi)すべての核兵器国を、適切な早い時期において、核兵器の完全廃棄につながる過程に組みこむこと。

4.核兵器のない世界を実現することは、以下を含む、核兵器国によるさらなる諸措置を必要とするることをも認識する

(a)START IIIを越えての核軍縮過程の継続。

(b)核兵器廃棄を達成するための作業過程において、すべての核兵器国が、一方的にまたは核兵器国間の交渉を通じて、核兵器をさらに大幅削減すること。

5.核兵器国が、核軍縮に向けた前進または努力について、国連加盟国に対して滞りなく情報を提供していくことを促す。

6.現在進行中の核兵器解体の努力を歓迎し、結果として生じる核分裂物質の安全で効果的な管理の重要性に留意し、軍事目的からもはや必要でないと各核兵器国が認めた核分裂物質を、実際的な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の下に置くような、すべての核兵器国による協定を要求し、そのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれることを保証するような、そのような物質の平和目的への移譲の協定を要求する。

7.核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮諸協定の遵守を保証するために必要となるような、IAEAの保障措置を含む、検証能力のさらなる発展の重要性を強調する。

8.すべての国に対して、核兵器やその他の大量破壊兵器の拡散につながるような装備、物質または技術を移転しないという政策を、必要があれば、確認し強化しながら、核兵器やその他の大量破壊兵器およびそれらの運搬手段の拡散を防止する努力を倍増することを要求する。

9.大量破壊兵器、とりわけ核兵器が、非国家主体の手に渡ることを防止するための一方的または協同的な努力を呼びかける。

10.核不拡散の強化という観点からIAEAモデル議定書(原注:国際原子力機関、INFCIR/540(訂正))の重要性を強調し、まだしていないすべての国に対して、可能な限り早期にIAEAと追加議定書を締結することを奨励する。

11.IAEA総会において、保障措置協定と追加議定書の締結と早期発効を促進し助長する行動計画の要素を含んだ、決議GC(44)/RES/19が採択されたことを歓迎し、この決議の早期および完全な履行を要求する。

12.核不拡散と核軍縮の促進における、市民社会の建設的な役割を奨励する。

(訳:川崎哲)●

検証「核抑止論」 現代の「裸の王様」

ロバート・グリーン著
梅林宏道／阿部純子訳
高文研発行(ピースデポの本)

NGO「中堅国家構想」推薦

かつて海軍中佐として英国の核戦略にたずさわった平和運動家が、核兵器の非合法性、非道徳性、無責任性、非現実性を徹底的に検証し、「核抑止論」の催眠術的トリックを打ち破る。日本の課題についての補章(梅林宏道)あります。

◆定価1,500円+税=1,575円
一般店頭販売は11月下旬から。
◆会員価格1,200円(税込み)
(送料別途、1冊の場合310円。)
★ぜひ、ピースデポにお
申し込みください。

日誌

<核>2000.9.21~10.20
<沖縄>2000.9.6~10.5

(作成:吉澤庸子、松永勝利)

ASEAN=東南アジア諸国連合/ASEM=アジア・ヨーロッパ会議/CD=ジュネーブ軍縮会議/ICBM=大陸間弾道弾/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/NMD=国土ミサイル防衛/NYT=ニューヨーク・タイムズ/WEB=ホワイトペーパー

●9月21日 イラン、中距離弾道ミサイル新型「シャハブ3」の発射実験を実施したと発表。同ミサイルの発射実験はこの2ヶ月で2回目。

●9月21日 CD、今年最後の本会議開催。「作業計画に合意できず」とした報告書採択。

●9月25日 イスラエル首相、シリアが長射程の新型地対地ミサイル「スカットD」の発射実験に成功したことを明らかに。

●9月26日付 NYT、核技術スパイ疑惑で逮捕拘留された元研究者が釈放された問題で、同氏をめぐる報道手法の過ちを認める大型記事掲載。

●9月27日 米朝高官協議再開。核、ミサイル、テロ問題を初めて一括協議。

●9月27日 総理府遺棄化学兵器処理室、中国黒竜江省での旧日本軍による遺棄化学兵器の発掘回収作業終了と発表。2週間で約897発を発掘。

●9月27日 ロシア戦略ミサイル軍、26日、27日に

新型ICBM「トーポリM」の発射実験を成功裏に実施したと発表。

●9月28日 米国防省、NMDシステムのうち標的を見分ける能力や地上レーダーと迎撃体を結ぶ通信機能を見極めるための実験実施。

●9月29日 米政府、北朝鮮国防委員会第1副委員長が総書記特使として来月訪米し、米大統領らと会談すると発表。

●10月1日 米朝高官協議始まる。

●10月2日 韓国防省、7000t級イージス艦等を盛込んだ2001-5年度国防中期計画と来年度国

中堅国家構想 ロバート・グリーンさん を囲んで

新著の日本語版を刊行されたばかりのグリーンさんがこのたび来日する機会に、東京都内で、国際NGO「中堅国家構想(MPI)」の活動と方針について話を聞き懇談する場を設けました。

11月22日(水)

午後7:00から

文京シビックセンター(地下鉄後楽園駅下車)地下2階研修室B
問い合わせ:ピースデポまで

防予算約1兆5千億円の内訳発表。

●10月2日 米朝高官協議終了。核、ミサイル、テロの一括協議で「前進があった」と別々に声明発表。

●10月2日 国連総会第1(軍縮問題)委員会始まる。

●10月4日 印度国防相、ロバート・グリーン議員会設置に関する合意文書締結。ロから空母アドミラル・コルシコ購入など契約も同時締結。

●10月6日 米国防省、北朝鮮と共に国際テロに反対するとの共同声明発表。北朝鮮はテロ犯・組織への支援や保護もしないことを宣言。

●10月9日 北朝鮮国防委員会第1副委員長(金正恩書記の特使)ワシントン入り。米朝関係の新たな段階へ期待表明。

●10月12日 米・北朝鮮、敵対関係終わらせる共同コミュニケ発表。「敵対的な意思を持たない」、内政不干渉など関係樹立に尽くすことを宣言。

●10月12日 米北朝鮮政策調整官、北朝鮮総書記がロバート・グリーン議員会設置に話したとされる「衛星支援を条件にミサイル開発断念」提案を効力ありと判断。

●10月13日 米国務省高官、「テロ支援国家リスト」から北朝鮮をはずす問題について「まだその手続きをとる段階にはない」と述べる。

●10月12日 新アジェンダ諸国、国連総会第1委員会に決議案提出。(本号参照)

●10月13日 日本国政府、国連総会第1委員会(軍縮)に「核兵器完全廃棄への道筋」と題する決議案提出。(本号参照)

●10月15日 中国首相、日本共産党、社民党両党首と会談。北東アジア非核地帯化構想などについて意見交換。

●10月18日 米国務長官、今月23、24日の日程で北朝鮮訪問が決定したことを明らかに。25日には日米韓外相級会議にも臨む予定。

●10月18日付 広島県の原水禁・原水協、他5団体とともに14年ぶりに合同の反核集会「核兵器廃絶2000年広島の集い」を24日に開催することに。

●10月20日 ASEM第3回首脳会合開会。北朝鮮との関係強化をうたう「ソウル宣言」採択。

●10月20日 日中外相会談。朝鮮半島の和平問題を朝鮮戦争の当事者4カ国が行うべきとの立場を確認。

●10月20日 ASEM参加国拡大問題で、議長の韓国外交通商省外交政策室長、北朝鮮が今のところ参加の意思表明をしていないことを明らかに。

●10月20日 朝鮮中央通信、米国務長官の北朝鮮訪問決定を報じる。

●10月20日 KEDOと北朝鮮、原発維持・運営の北朝鮮スタッフ研修計画を定めた議定書に署名。

●10月20日 米国防認可法(2001会計年)成立。核態勢見直しなど決定。

ピースデポ2001年総会

2月17日(土)に決定!

●場所:横浜近辺

●お昼から午後—総会

●夕方—記念講演会

●夜—交流会

(宿泊の手配行います。)

*詳細は追ってご連絡します。ふるってご参加ください。

沖縄

●9月7日 市内の民家に侵入、女子中学生に対するわいせつ行為の海兵隊員の軍事裁判で、拘束刑2年、不道徳除隊などの実刑判決。

●9月13日 稲嶺県知事は首相官邸で開かれた政府主催の全国知事会議に出席。首相に日米地位協定の見直し、米軍基地の整理縮小を求めた。

●9月17日 イラク上空の飛行禁止区域を監視する「サザンウォッチ」作戦に参加していた嘉手納基地所属のF15戦闘機12機が同基地に帰還。

●9月18日 稲嶺知事と会談したJ・ジョンズ総司令官は沖縄での海兵隊の訓練について、グラムなどへの分散を検討と明かす。

●9月20日 県防災会議、米軍原子力艦事故に備えた放射能災害対策を含む新「県地域防災計画」を正式決定。原子力艦の防災計画は初。

●9月25日 地主2人が違憲の米軍用地収用特措法に基づく土地の使用認定は無効と、森総理を相手に取り消しの訴えを那覇地裁に。

●9月25日 県収用委員会来年3月に強制使用期限切れ楚辺通信所などの一部土地に、那覇防衛施設局提出の継続使用申請を正式受理。

●9月27日 ロサンゼルス級原潜コロンブスが勝連町のWBに入港。

●9月28日 佐世保基地所属のドック型揚陸艦ジャーマンタウンが勝連町のWBに入港。6月からのASEAN諸国との共同演習カラットの帰り。

●9月28日 住民5,500人余りが国と米国政府を相手に起こした新嘉手納爆音差し止め訴訟の第1回公聴弁論が那覇地裁沖縄支部で。

●10月2日 酒気帯び運転の米兵が金武町で衝突事故。兵士は逃走したが、憲兵隊の通報で容疑者を特定。

●10月3日 普天間代替基地の「代替施設協議会」の第二回会合で、政府は名護市長の要望を受けジュゴンの生息調査の実施を決定。

ピースデポの会員 になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。)『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

宛名ラベルメッセージについて

・会員番号(6桁):会員の方に付いています。

・「(定)」:会員以外の定期購読者の方。

・「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読(年5,000円)の更新をお願いします。

・メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、青柳絢子、北木隆太、佐藤毅彦、津留佐和子、松永勝利、村上由美、吉澤庸子、梅林宏道